

神戸市立青陽灘高等支援学校

〒657-0846 神戸市灘区岩屋北町6丁目1番1号

電 話 (078) 8 7 1 - 1 8 0 0

F A X (078) 8 7 1 - 1 9 5 0

ホームページ <https://www.kobe-c.ed.jp/syh-se>



1. 教 育 目 標

(1) 理念

「 挑戦 (チャレンジ) 調和 (ハーモニー) 創造 (クリエーション) 」

- ・自尊感情を高く持ち、自分を信じて学ぶ姿勢
- ・社会で生き抜くための人格の形成
- ・経験や体験、出会いを大切にしながら学び続けようとする姿勢

(2) 学校教育目標

- ・集団の中でお互いを尊重し、共に学ぶ生徒を育てる。
- ・自分を知り、主体的に学び、課題を解決しようとする生徒を育てる。
- ・地域や社会の中で、責任や役割を果たす生徒を育てる。

(3) 目指す学校像

- ・豊かな生活を送るために、調和の取れた心身を育成する学校
- ・一人一人の可能性を最大限に引き出し、自立と社会参加に向けた生きる力を育成する学校
- ・保護者、地域に愛され、社会とのつながりを大切にする学校

(4) 学校経営基本方針

- ・生徒が社会的スキルを身につけ主体的にコミュニケーションを図ろうとする教育活動を推進する。
- ・生徒の社会的・職業的自立を目指し、社会の変化と卒業後を見据えた教育課程を編成する。
- ・地域資源を活用し、安全で安心できる環境の整備や危機管理体制の充実を図る。
- ・社会に開かれた教育課程を編成し、生徒が自立、社会貢献できる教育活動を推進する。

2. 設 置 学 部

【知的障害部門】 高等部

3. 対 象 の 生 徒

知的障害のある者で、本校での教育を希望し、それが適切であると考えられる生徒。

- (1) 神戸市東灘区（本山・住吉・御影・向洋中学校区）・灘区・中央区に居住する生徒。
- (2) 中学校または特別支援学校中学部を卒業または令和8年3月卒業見込みの者。

4. 教 育 上 の 特 色

(1) 教育内容

- ・ 自立活動の視点を大切にした教育活動や社会の変化に対応した作業学習の充実を図り、社会に開かれた教育課程を編成します。
- ・ 生徒が社会的スキルを身につけ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする教育活動を工夫します。
- ・ 障害の特性や発達の様子、個性を踏まえ、3つのコースを設定し、卒業後を見据えた一人一人の社会的・職業的自立を目指します。

生活コース	情緒の安定や基本的な生活習慣の充実を図りながら、主体的に発信したり、集団生活へ参加したりする態度や意欲を育成します。
-------	--

社会コース	多様な体験的学習を通して社会性を育て、働く習慣の育成と職業生活に必要な技能や態度を育成します。
-------	---

職業コース	企業等と連携した就業体験を通して、職業生活に必要な能力を高めるとともに、職業人、社会人として働く態度や意欲を育成します。
-------	--

(2) 施設設備

- ・ 教室を改修し、教育課程の内容に対応した新しい作業学習等を行えるようにします。

(3) I C T機器の活用

- ・ I C T機器を活用して、個に応じた情報活用能力の向上を目指します。

5. 応 募 の 手 続 き

(1) 学校説明会	<u>令和7年5月15日(木)・16日(金)</u> ※入学希望者は、必ず参加してください。 ※学校見学を含みます。
-----------	--

(2) 入学相談	<u>令和7年7月22日(火)～7月25日(金)</u> ※入学希望者は、必ず参加してください。
----------	---

(3) 願書受付期間	<u>令和7年10月29日(水)～10月31日(金)</u>
------------	--------------------------------

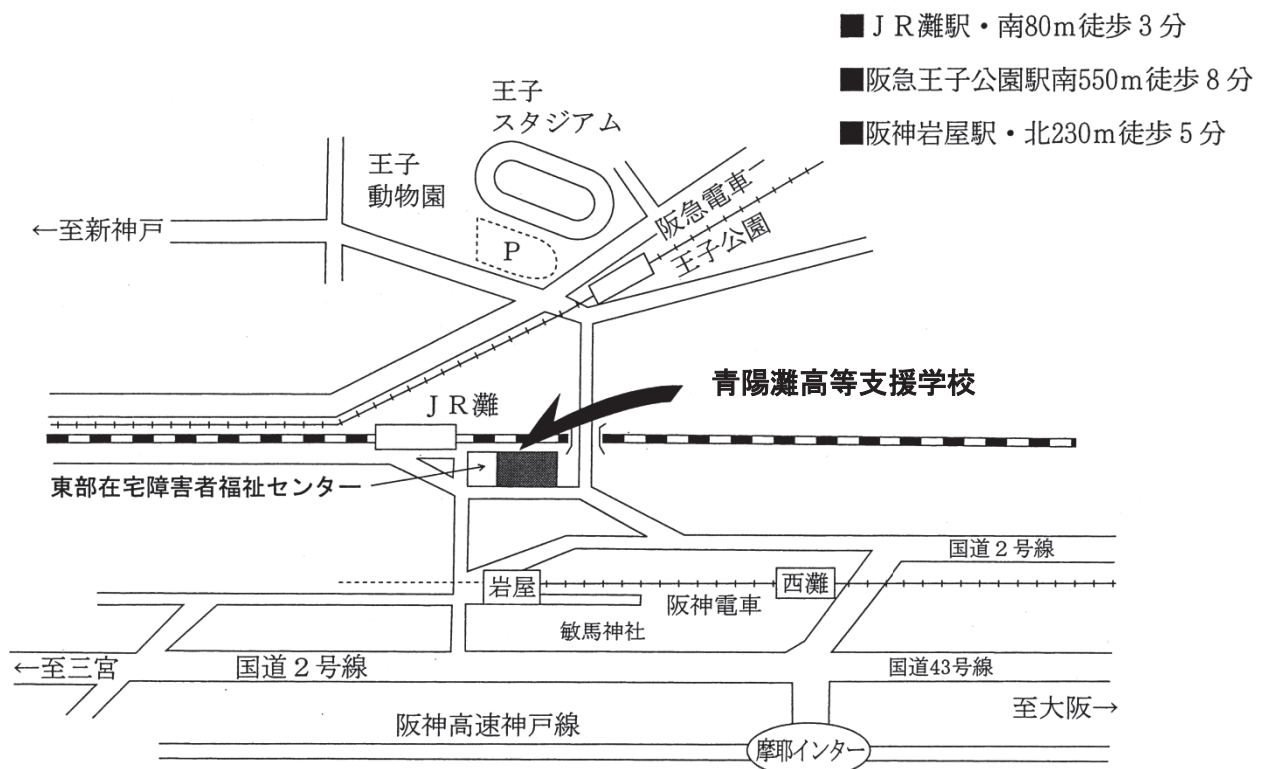
6. 入学の決定まで

- (1) 専門医、専門家、その他関係機関の診断や相談、教職員による観察を受けます。
入学前の健康診断 令和7年12月3日(水)
- (2) 入学決定通知は、保護者宛てに文書でお知らせします。(令和7年12月中旬 予定)
- (3) 入学前保護者説明会 令和8年2月13日(金)

7. 諸費用

- (1) 入学に関する費用のうち、授業料、教科書代(就学奨励費により)は無料です。
- (2) 給食費、校外学習費、学用品費、通学付添費などは、所得の状況により補助(就学奨励費)が受けられます。
- (3) その他、毎月納入する諸費用は、学習費、積立金、安全互助会費等です。
- (4) 通学バスの経費は、無償です。自力通学者の交通費は、就学奨励費等の規定に基づいて支給されます。

8. 学校所在地



9. 通学方法

- ・原則、自力通学としています。自力通学が難しい場合のスクールバスの利用については、相談のうえ決定します。